

改正

平成18年10月3日条例第46号

平成26年3月31日条例第11号

令和元年9月30日条例第12号

令和4年3月30日条例第9号

令和7年3月31日条例第3号

田辺市消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、本市の消防団の設置、名称及び管轄区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び管轄区域)

第2条 本市に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、田辺市消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は、市内の全域とする。

(任命)

第3条 消防団の長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 市内に居住する者。ただし、団長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(定員)

第4条 法第19条第2項の規定による団員の定員は、1,050人とする。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「令」という。）第4条第1項第1号の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項に規定する団員の定員とする。

3 令第4条第3項の規定により消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定する

ために用いる条例定員は、第1項に規定する団員の定員から、次に規定する団員の合計数を控除した数とする。

(1) 任用期間が5年未満である団員10人

(2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員90人

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第8条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない者

(退職)

第6条 団員は、退職しようとする場合には、あらかじめ、書面により任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(分限)

第7条 任命権者は、団員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときは、これを免職することができる。

2 団員は、第5条第1号の規定に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これに対し、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 前項の停職は、1月以内の期間を定めて行うものとする。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の召集により、出動し、服務するものとする。ただし、召集を受けない場合であっても、水火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を知ったときは、あらかじめ指示するところに従い、直ちに、出動し、服務しなければならない。

第10条 消防団は、災害の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 団長は、消防長又は消防署長の下に行動し、団員は、団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、迅速かつ適切に生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて災害の防御及び鎮圧に努めること。
- (3) 消防団の支団及び分団は、相互に連携し、協調すること。

第11条 団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を損傷しないこと。
 - (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
 - (3) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為をしないこと。
 - (4) 消防団又は団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。
 - (5) 市民に対して常に災害の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に関しては、全力を挙げて、これに当たる心構えを持つこと。
 - (6) 消防団の設備、資材等の維持管理に当たり、職務のほか、これらを使用しないこと。
- (報酬及び費用弁償)

第12条 団員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年田辺市条例第41号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の田辺市消防団条例（平成6年田辺市条例第23号）、龍神村消防団の設置等に関する条例（昭和53年龍神村条例第2号）、中辺路町消防団の設置に関する条例（平成5年中辺路町条例第15号）、大塔村消防団条例（昭和31年大塔村条例第10号）又は本宮町消防団条例（昭和32年本宮町条例第37号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年10月3日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の田辺市消防団条例第4条第3項の規定の適用については、この条例の施行の際現に消防団員である者は、同項各号に規定する消防団員に該当しないものとみなす。

附 則（令和元年9月30日条例第12号）

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の田辺市消防団条例第5条及び第7条の規定に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日条例第9号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。